

公 告 第 5 2 9 号

各種健康診査等実施規程改定について

令和6年2月20日開催の第134回組合会において、各種健康診査等実施規程改定について
議決・承認されましたので、組合格約第52条の規定により公告します。

記

改定内容：保健事業の見直しに伴い、「前期高齢者訪問指導」を廃止し、「女性のための健康相談窓口」
を新設するため、各種健康診査等実施規程について変更を行う。

新	旧
(目 的) 第1条 (略) (健診等の範囲) 第2条 (1)～ (10) (略) <u>(11) (削除)</u> (11) 禁煙プログラム (12) インフルエンザ 予防接種補助 <u>(13) 女性のための健康相談窓口</u> (補助金支給要件) 第3条 (1)～ (10) (略) <u>(11) (削除)</u> (11) 禁煙プログラム 一般被保険者の対象者 (12) インフルエンザ 予防接種補助 被保険者・被扶養者 (年度内1回) <u>(13) 女性のための健康相談窓口</u> <u>被保険者・被扶養者</u> (補助金の支給額) 第4条 (1)～ (3) (略) (4) 第2条 (6) (10) (11) (13) は、第3条 の支給要件を満たし、組合が提供する受診制度に従い 受けた場合、受診費用は全額組合負担とする。 (5) 第2条 (7) (8) (9) (12) については、別 途規程により定める。 <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u>	(目 的) 第1条 (略) (健診等の範囲) 第2条 (1)～ (10) (略) <u>(11) 前期高齢者の訪問指導</u> (12) 禁煙プログラム (13) インフルエンザ 予防接種補助 <u>(新設)</u> (補助金支給要件) 第3条 (1)～ (10) (略) <u>(11) 前期高齢者保健指導</u> <u>65歳以上被保険者の希望者</u> (12) 禁煙プログラム 一般被保険者の対象者 (13) インフルエンザ 予防接種補助 被保険者・被扶養者 (年度内1回) <u>(新設)</u> (補助金の支給額) 第4条 (1)～ (3) (略) (4) 第2条 (6) (10) (11) (12) は、第3条 の支給要件を満たし、組合が提供する受診制度に従い 受けた場合、受診費用は全額組合負担とする。 (5) 第2条 (7) (8) (9) (13) については、別 途規程により定める。

以上

令和6年2月27日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 江 渕 泰 久

